

国・地方自治体・福祉等の分野における 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会 (第4回) 議事録

第1 日 時 平成26年5月22日(木) 自 午前10時00分
至 午後0時00分

第2 場 所 都市センターホテル6階601会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けた試行方策の進捗状況について
 - 1) 地方自治体と弁護士会の連携構想全国版
 - 2) 条例づくり・レビュー等の支援について
- 3 国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けたその他の課題と対応策について
 - 1) 弁護士等の国・地方自治体・福祉等への赴任促進及び連携に関する課題と取組について
 - 2) 福祉分野に関する課題と取組について
- 4 その他
- 5 2乃至4を踏まえた意見交換
- 6 今後の検討について
- 7 次回の予定, 閉会

第4 出席者等

田島社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事(座長), 泉全国市長会評議員, 明石市長, 北川早稲田大学政治経済学術院教授, 大貫中央大学大学院法務研究科教授, 中西内閣官房法曹養成制度

改革推進室参事官，佐熊法曹養成制度改革推進室参事官補佐，鈴木法務省大臣官房司法法制部参事官，相原日本司法支援センター事務局長，尾又日本司法支援センター常勤弁護士総合企画部常勤弁護士総合企画課課長補佐，谷日本弁護士連合会事務次長，菊地日本弁護士連合会法律サービス展開本部副本部長，幸田日本弁護士連合会法律サービス展開本部委員，神奈川大学法学部教授，八杖日本弁護士連合会法律サービス展開本部委員，総務省オブザーバー，文部科学省オブザーバー，厚生労働省オブザーバー，公益社団法人日本社会福祉士会オブザーバー

○谷次長 会議の開始前ではございますけれども、1点御連絡を申し上げたいと思います。この会議の議事録作成のために会議内容については、録音をさせて頂きたいと思いますので、どうか御了解をお願いしたいと思います。

それでは、予定の時刻になりましたので、「国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会」の第4回会議を始めさせていただきたいと思えます。私は前任者の鈴木に代わりまして、今回からこの会議の司会を務めさせていただくことになりました日本弁護士連合会事務次長の谷英樹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、本日の配布資料の確認をさせていただきたいと思えます。皆様のお手元にお配りしております資料は、資料目録に記載のとおり別冊を含めまして18点でございます。このうち、机上配布資料の6点につきましては、各種アンケートの集計結果及び応募が少ないことへの対応に関する検討資料でございます。前者は、まだ単純集計の段階で確認中であること、それから後者につきましては、日弁連内部の検討が未了の資料でございますので、本日の議論の参考としてお手元に配布をさせていただきましたけれども、当分科会の配布資料としてホームページに掲載するということはしないという扱いにさせていただきたいと思えます。これらの資料については、確定後改めてまた御報告をさせていただきたいと存じます。この点、予め田島座長には御了解を頂いているところでございます。

それでは、議事次第に従いまして、議事に入りたいと思えます。前回のこの分科会においても、幾つかの試行方策の説明を行いまして、それについて意見交換をしていただきました。それらの試行方策についての前回以降の進捗状況につきまして、引き続き各報告者から報告をしていただくように準備をしております。まずは、地方自治体と弁護士会の連携構想全国版につきまして、日本弁護士連合会法律サービス展開本部自治体等連携センター長で、前日本弁護士連合会副会長の菊地裕太郎弁護士から御説明を頂きたいと思えます。よろしく願いいたします。

○菊地副本部長 東京弁護士会に所属しております菊地裕太郎でございます。今御紹介を頂きましたセンター長というのは、何だということからも含めて若干のプレゼンをさせていただきます。

お手元の資料2-1を御覧ください。既にこの会でも御報告があったと思えますが、いよいよ法律サービス展開本部というものが立ち上がりました。その下に、自治体等連携センターが置かれています。それぞれ三つのセンターが立ち上がっておりますが、自治体等連携センターがこのセクションということで参加させていただいております。

次のページ、資料2-2を御覧ください。自治体等連携センター会議体・組織イメージ図ということですので。センター委員が約100名という大所帯です。うち60名が全国の単位弁護士会から委員を選出してもらっています。ここにある意味では、ここの組織の要ということになります。どういう組織になっているかということ、そこにセンター長・事務局会議というのがございます。私がセンター長になっておりまして、事務局長が谷垣弁護士で、本日は私の方でプレゼンをさせていただきます。そこに、センター長、副センター長、部会長等々記載がございます。本日説明いたします行政連携と公務員任用推進、ここはセンター長・事務局会議全体で検討し実践していくという立て付けになっております。それから各部会会議、今のところ四つ、今後増える可能性もございますが、部会を設置し、それぞれ部会長を置い

て、それぞれが走り出しています。本日は条例部会と福祉部会について報告させていただいて、②と③はまた折を見てということにさせていただきたいと思います。

いよいよ、この大がかりな、日弁連でも初めての組織、これは資料2-3を御覧ください。3月29日、年度末の最終の土曜日にシンポジウム、「未来をひらくー弁護士のチャレンジ」というシンポジウムを開催いたしました。本日御出席の田島座長、北川教授、泉市長にも御参加を頂き、御発言を頂きました。本当にありがとうございました。200名弱の方々に出席を頂き、非常に盛り上がったという印象を受けております。活動領域の拡大という点、一部では法曹人口が増えたのでそれを吸収するためとか、弁護士の仕事がないので職域拡大というような揶揄をされている向きもございます。このシンポジウムを通じて、そのような狭い枠の中ではなくて、法の支配というような大きな理念の下にやっていくということをみんなで確認できたのではないかと、そういう意味では弁護士会の内外に大きなアピール力を示すことができたのではないかと考えております。本当にありがとうございました。

そういうことで、いよいよこの組織が動き出しております。資料2-3の裏の、日弁連新聞にも載っておりますとおり、マスコミの方々も注目していただいているというふうに伺っております。

このセンター、何をやるのかという点、三つの活動の方向性があります。一つは、いわゆる全国展開をするんだと。それは行政連携と任期付公務員の任用促進について、各単位弁護士会でそれぞれ取り組んでいる、または取り組んでいないところもあるのですが、全国どこでもサービスが提供できるような、そういう全国版を作りたい。そのために日弁連がコントロールタワーでいろんなデータを集めたり、いろんな提言をしたりという形で全国に広げていくというのが、一つの活動の方向性でございます。そのために各単位弁護士会から代表選手といえますか、委員に参加していただき、各地に持ち帰ってこれを伝播していただくという構想です。

第2の視点としては、いわゆるマッチングということです。これには二つの意味合いがございます。一つは、行政連携の中では自治体の需要、弁護士会の供給、これがマッチしているのだろうかというところの視点から、それをマッチングさせていく。それから任期付公務員の採用で、自治体が求めている需要に対して、供給側はどうなんだというマッチングの問題でございます。そのためには我々の人材育成、人材プールといえますか、研修も含めて、そういう担い手を育てていくというのが、一つのミッションとしてございます。

三つ目が、この分科会でお尻を叩かれているといえますか、モデル事業、パイロット事業、「見える化」するという点で、本日説明もございますが、何個かの事業に取り組むという三つの柱を立てております。

続きまして、全国版の行政連携について、御説明させていただきます。地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート、それが机上配布①と②です。どこが違うかという点、その上に総務部門と事業部門、それぞれの扱っているセクションが違うので分けて聞くというかなりきめ細やかなアンケートを昨年10月に実施しております。本日は単純集計ですのでこれから分析をして、分かりやすい形にして、資料として配布したいと思っております。まず自治体がどんなことを求めているのか。需要側の調査でございます。それから、後ほど御説明しますが、机上配布の④と⑤がございます。これは全国の弁護士会が行政とどのように関わり、取り組んでいるのかという調査でございます。これは11月にかなり大がかり

りな調査を行っております。机上配布の④という一覧表を今作成中でございます。各単位弁護士会にもう一度確認をとって仕上げますので、これはあくまでも暫定的なもの、いわゆるイメージというふうにお考えいただければと思っております。回答が来ていない、まだ漏れているところもございますので、改めてこれも分析してここにお出しできるようにしたいと思っております。この二つ、需要と供給、この調査を行いました。

これらの資料を精査した上で、自治体側には、地元の弁護士会ではこういうことをやっていますよという資料を送付し、地元の弁護士会と連携してください、働きかけてくださいと、こういう作業を予定しています。

それから、単位弁護士会には都道府県ごとに全部データが出てきますので、地元の自治体はこういうことを求めているんだとお知らせします。これはやっていますかというような間接的な問いかけを促しながら、また全国ではこういう取組をしていますと御案内します。できればお品書きを作ってください。こういう形でアピールしてくださいと、こういう運動をこの自治体等連携センターにいる各単位弁護士会の委員、または執行部を通じて行いたいと考えております。

自治体からのアンケートの回答で、行政連携に興味があるという回答が78%ございます。一つは、行政連携のための窓口を弁護士会で一元的に設けてほしいと。それから、どういうことができるのかを見えるような形で示してくれと、こういう要望が一番多くございました。それに応えるために、今運動をやるということでございます。各単位弁護士会ではそれぞれ温度差がございますので、上からこれをやれ、あれをやれでうまくいくのかなという不安もございますが、少なくとも他の単位弁護士会、横の単位弁護士会がやっていて、ここはどうしてできないのかというような意識付けというのはあるのかと思っております。行政連携という意味では、そういう形で今後進めてまいります。全国にこういう行政連携をしようというキャラバンのような企画も持ち上がっていますし、シンポジウムその他を含めて、行政連携の拡大に努めたいと考えております。

○谷次長 ありがとうございます。それでは、続きまして、条例づくり・レビュー等支援の研究につきまして、神奈川大学法学部教授、日弁連の法律サービス展開本部自治体等連携センター条例部会部会長の幸田雅治弁護士にお越しいただいておりますので、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○幸田委員 どうもありがとうございます。幸田でございます。条例づくり・レビューに関する支援の必要性につきましては、これまでの分科会でも御説明してまいりましたので、この点は省略させていただきまして、主として自治体等連携センターにおける条例部会の設置と現在の取組状況について、簡単に説明させていただきたいと思っております。資料は9ページになります。

まず、条例制定支援の重要性については、今申し上げましたように、これまでもお話しさせていただいておりますように、弁護士の幅広い法的知識、経験というものを積極的に自治体の独自条例の制定に生かしていくということによって、地方分権の進展をより一層充実、確実にしていくことができるということで、大変意義のあるものと考えております。

2のところでございますが、これまでの弁護士による条例制定支援につきまして、幾つかお話をさせていただきたいと思っております。一つは、債権管理条例の制定支援でございます。現在の地方自治法との規定についても、必ずしも整理をされていない、あるいは抜けていると

ころがあること、自治体の条例についても、債権管理の現場で支障を来している実態があるということで、江戸川区の債権管理条例の制定の支援を東京弁護士会が最初に行ったところでございます。

その後、債権回収についての弁護士の支援というものは、かなり広がってまいりまして、東京周辺の23区の幾つかの区、あるいは千葉県、あるいは横浜市含めてメール相談などについても、弁護士グループの支援というものが広がってきているところでございます。

また、大阪弁護士会の行政連携センターでは、自治体向けに弁護士の紹介・講師派遣などを行うほか、条例の立案支援等にも対応するという位置付けで活動を上げていこうとしていくところでございますし、既に大阪の弁護士会の自治体債権管理研究会では、債権管理研修の実施とか助言も既に実施しているところでございます。

それから10ページの方でございますが、再生可能エネルギー事業を支援する法律実務の会という弁護士のこの分野における専門家が、再生可能エネルギーの導入条例の制定支援を行って、去年の4月に飯田市において、地域環境権という、住民が地域資源を活用して、公共活動を市と共に行うという参加権という形での権利として構成した大変画期的な条例の制定支援を行ったところでございます。この再生可能エネルギー事業につきましては、現在関心を示している複数の県、あるいは市がございまして、この法律実務の会がそういった自治体とも相談を進めつつあるところでございます。

それから、大津市のいじめ防止条例に基づくいじめ防止行動計画につきましては、前回の分科会でも報告させていただきましたように、今年1月10日に行動計画の支援を終了して提言を行い、市長さんからも御礼のメッセージが日弁連の方に寄せられたところでございます。先ほど、菊地センター長からお話ございましたように、日弁連の自治体等連携センターにおいて、条例部会が設置されたところでございます。この条例部会は、自治体のニーズに対応した支援を行っていくコーディネート機能、専門的な、今幾つか御紹介させていただきましたように、それぞれの分野における専門的知見を有する弁護士というのがいらっしゃると思いますので、そういった方々との橋渡し、それから地元弁護士会との連携などのコーディネート機能を発揮することによって、条例制定の支援に弁護士が関わっていくという取組を広げていくということに取り組んでいくこととしております。

また、条例制定の支援を行う弁護士の裾野の拡大のための弁護士自身の知識・経験を更に広げていくというセミナーの実施、情報提供、自治体向けへの説明会、ワークショップの開催などを行っていくということを計画しているところでございます。資料としてお出ししているのは以上でございますけれども、現在具体的な案件として2点、まだ内容が固まっているものではございませんけれども、御紹介させていただきたいと思っております。

まず、京都府から、市町村が債権条例を制定するに当たっての支援と生活困窮者対策との連携支援という、債権をなかなか回収ができない方には生活困窮者も非常に多いということとございまして、その連携支援ができないか。いわゆる京都府モデルの構築というものを、今申し上げた二つを組み合わせたそういったモデルについて支援をしてもらえないだろうかという提案、支援要請を頂いているところでございます。

具体的に申し上げますと、債権管理条例の制定に関しましては、市町村からの債権管理条例に関する助言要請の対応をお願いしたいということとともに、債権管理条例に生活困窮者対策との連携を円滑に進めるための条項を盛り込めないかを検討してほしい、また、必要

に応じて市町村や生活困窮者に対して法律専門家を紹介する仕組みの整備、こちらが京都府モデルというふうに京都府の方から是非構築できないかと言っているものでございますけれども、それに関する支援をしてほしいというものでございます。

2点目としまして、公共サービス改革に関連した条例について、適切な公共サービスの外部化、公共サービスの一層の質的向上などの幾つかの視点からの条例制定に関するシンポジウムやセミナーの開催を日弁連と内閣府が連携して実施できないか、今後検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上で私の説明を終わらせていただきます。

○**谷次長** ありがとうございます。以上が議事次第の2番の国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けた試行方策の進捗状況でございました。

次に、議事次第の3番目、国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けたその他の課題と対応策に入りたいと思います。これらについても前回の分科会におきまして指摘をされた課題、これまでの取組状況について、御報告をいたしたいと思います。まず、任期付公務員等、弁護士等の国・地方自治体・福祉等の組織への赴任促進及びこれらとの連携につきまして、先ほどの菊地弁護士から御説明をお願いすることになっております。どうぞ、よろしく願いいたします。

○**菊地副本部長** また私から説明させていただきます。まず、資料4、11ページを御覧いただきたいと思います。本年5月14日現在、どういう状況なのかということをも確認いただきたいと思います。76人が常勤職員数で、内任期付公務員が62名でございます。注目していただきたいのは、弁護士登録者48名、採用に伴う登録取消者は17名、3分の1が登録を抹消してしまう。司法修習終了後の未登録者が11名というような分布になっております。

次のページを御覧いただきたいと思います。これは年度ごとの表示でございます。2013年度は32名、2014年度は4月、5月の集計でございますが、15名に達しています。もっとも4月採用が多いものですからこういう結果ですが、是非1年間を通して32名を上回りたい。

今後の採用予定、いわゆる募集をしている自治体に対して私どもが送り込めるのかどうかということが大きな問題となっております。資料の13ページを御覧ください。これは都道府県、ずいぶん白いところが多いなというところでございまして、これも全部色付きにしたい。

それから次のページ、常勤職員として採用している市町村も「見える化」しておりますが、これも白いところが多いなという気がいたします。

机上配布①、②という自治体へのアンケートには、人的ニーズと申しますか、公務員任用に関してのアンケートも行っております。「具体的な任用計画あり」と答えていただいた団体が24団体ございます。「現在検討中」というのが31団体。全体の回答数が594団体なものですから、その中で潜在的には大体50ちょっとの団体に考えていただいている。逆に言いますと、関心はあるが未検討だというのが364団体、関心ないというのが158団体、約500団体ということで、これではまだまだだという認識を新たにいたしました。

ひと昔よりは随分伸びているわけですが、そこからなかなか伸びない原因は何なんだろう

ということをまとめたのが机上配布の⑥でございます。応募者が少ない問題への対応と。これは当センターの中での問題意識であり、これから取り組まなければいけないというメモでございます。この原因と対策というところをにらみ合わせながら、今後の活動をやっていくということでございます。

資料の5-1を御覧ください。これまでもよく御指摘を頂きました経験者のネットワークはどうなっているのかということで、去る3月8日、大阪と東京でOBを含めて経験交流会を行いました。大阪20人、東京30人くらいの経験者が参加して、それぞれの悩みとかいろいろ話をさせていただいて、大変有意義な会を催すことができました。このネットワーク作りを含めて、今後どういう支援ができるのかを検討するため、またこのような会を開いていくというふうに考えております。

それから、17ページの「自治体任期付職員～法曹の活躍の広がり」ということで、3月15日にシンポジウムを開かせていただいております。これも幸田先生中心に法務研究財団等で行って、こういう活動もしながらやっていきたいと思っております。

それから、19ページ、「天津市で働きませんか」、それから23ページ以下、「明石市で働きませんか」、これは泉市長に後ほど御説明いただければと思いますが、ある意味では弁護士会が市の応募に対してこういう説明会を開いて、人集めをして、採用の意欲を高めるということの試みをやっております。応募されたところ全てについてやっていくと、マンパワー的にも大変なことになりますが、それに効果があるのかどうかも含めて、今やっているところでございます。20日には東京でも明石市の職員の説明会ということをやって、これが一つのマッチングの試験的なものだというふうに位置付けておりまして、成功を祈っているところでございます。

今後、任期付職員の採用の視点というのは、まず弁護士、それから弁護士会・日弁連、それから自治体という三者に対してどういう相互のアプローチをしていくかということが、一つの視点だろうと思っております。大貫先生からも、法曹像という議論がございましたが、やはり一つは、弁護士の意識改革と申しますか、キャリアプランと申しますか、そういうもの、それから弁護士会における任期付公務員の地位の位置付け、そういうものがやはり若干遅れているかなと思っておりますし、研修、経験交流ネットワーク作りとか、弁護士会で支援をしながら弁護士に対しての応募の動機付けを図っていく。これが弁護士に対するアプローチでございます。それからマッチングという形で、人材育成・人材ストックも含めて施策を練る。弁護士会、特に地元の弁護士会、どうしても大都市の弁護士を中心に採用されている傾向がございますので、是非地元で根付く、それから任期が終わった後に地元で活躍できるような、地元の単位弁護士会との意識付けと、採用促進を図るということが必要だと思っております。2、3年前前からやっております各地でのシンポジウム、これらも活用しながらその意識を高めていくというふうに考えております。

もう一つは自治体に対しての採用促進のアピールをしていくということで、それには任期付公務員の有用性をどのようにうまく伝えるかということも含めて、特に地元弁護士会が動いていただくと非常に有り難い。採用募集に関するQ&Aというものを作成中でございます。これを全自治体に配って弁護士を採用しませんかという運動を続けていきたいと思っております。これからしっかり頑張りたいと思っておりますので、御支援よろしくお願いいたします。以上でございます。

○谷次長 ありがとうございます。それでは続きまして、福祉分野に関する課題と取組についての御報告を頂きたいと思えます。日本弁護士連合会法律サービス展開本部自治体等連携センター福祉部会の部会長、八杖友一弁護士から、この部会の報告を兼ねまして、今後の福祉分野での活動の予定及び当分科会における試行方策の提案について、御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○八杖委員 弁護士の八杖と申します。今度できました福祉部会の部会長となっております。第二東京弁護士会所属です。皆さん、よろしくお願ひいたします。

私の方で資料の6を準備させていただきましたので、このスライドに従って説明をしてまいりたいと思えます。まず1枚めくっていただきまして、福祉の置かれている現状を書きました。福祉分野における日弁連、弁護士会、弁護士の活動につきましては、前回の分科会において、延命弁護士から御報告をさせていただいたところなのですが、本日は延命弁護士の報告に補充する形で福祉分野において、弁護士や弁護士会の役割や目指すべき活動について御説明させていただければと思っております。

スライドに記載しているとおり、近年社会的な環境の変化もありまして、高齢者、障がい者、子ども、女性、貧困、いわゆる社会的弱者と呼ばれる皆さんの取り巻く環境が大きく変化しております。また、そのような変化もありまして、福祉の担い手である自治体の役割とか、あと福祉に関わる民間事業者の役割も飛躍的に増加していると。そのため、弁護士、弁護士会としても、そういった皆さんの権利を守るために、福祉分野において、これまで以上、しっかりとした活動をしていかなければならないと思っておりますし、必要な活動が行われていないということであれば、活動領域を拡げていく、こういう努力をしていかなければならないと考えております。

次のスライドに参ります。このような福祉分野での活動なのですが、御承知のとおり、日弁連、弁護士会、弁護士が組織的な活動を何もしていないというわけではなくて、これまで各当事者に対応する専門の委員会を立ち上げまして、当事者や自治体等を支援する活動を行ってきております。日弁連には、スライドに記載されているとおりの福祉に関連する専門委員会が設置されておりますし、また各地の弁護士会でも、これに対応する委員会が設置されて、委員会に所属する弁護士が様々な活動をしております。

次をめくっていただけますでしょうか。そこで、まず日弁連の福祉分野における各専門委員会でのどのような活動をしてきたか、簡単に御説明させていただきたいと思っております。最初に、高齢者・障がい者の分野なのですが、これは既に前回の分科会で延命弁護士から詳しい説明があったとおりなのですが、各地の弁護士会に高齢者・障がい者支援センターが立ち上がっております。そして、そのセンターを中心にした活動が行われております。ただ、各地の弁護士会のセンターで行っている活動に地域差がございましたので、日弁連では2011年から、センターが行うべき標準事業というものを定めまして、これをひまわりあんしん事業と名付けまして、各地の弁護士会に実施をお願いしてきました。その結果、既に7割程度の弁護士会で標準事業というものが実施されております。日弁連としては、全ての弁護士会でこれが遍く実施されるよう、現在も様々な働きかけを残りの弁護士会にしているところです。

また、高齢者・障がい者の分野では、この標準事業のほかにも、日本社会福祉士会と連携して、自治体に高齢者や障がい者の虐待対応をする専門職チームを派遣したり、また地域の

福祉関係者や自治体、弁護士会と福祉関係ネットワークを構築したり、活性化するための権利擁護の集いというものを毎年各地で開催する等の活動を行っております。

次のスライドにいきたいと思います。次は子どもの分野になるわけですが、各地の弁護士会に専門相談窓口を設置する活動を長年してまいりました。こちらも高齢者・障がい者と同様に全国で7割程度の弁護士会が、子ども専門の相談窓口を設置しておりまして、いじめであるとか、学校事故であるとか、虐待であるとか非行等の専門相談を行っております。

また、子どもの分野では、2013年にいじめ防止対策推進法が施行されており、学校や自治体の責務としていじめの予防、早期発見、適切な対応、これが規定されたことに伴いまして、自治体や学校が設置する第三者委員会に弁護士が派遣されることが非常に多くなっております。そのため、最新の議論状況の情報共有とか、派遣される弁護士、対応できる人材を養成するために、経験交流会等の開催を行っているということもございます。

また、少年事件、こちらの関連も低年齢化、複雑化、悪質化をしている現状を踏まえまして、弁護士の役割も非常に大切になってきていると。そのための付添人の経験交流会についても毎年開催しておりまして、この分野で適切な活動ができる質の担保された弁護士の養成を図っているところです。

次のスライドに行かせていただきます。次が貧困の分野になりますが、これも同様です。日弁連では全国の弁護士会に生活保護等の貧困問題について、専門相談窓口を設置するための活動をしておりまして、相談体制を構築するためのマニュアルという詳細なものを作成いたしました。併せて貧困分野での全国協議会を開催するとして、この分野に専門的に関わることができる人材の育成にも努めております。

また、御承知のとおり、貧困等が原因となって自殺者が増加して、国において自殺対策強化月間などが定められておりますが、その際に自治体や福祉関係機関とも連携していわゆるいろいろな関係者が集まって一遍に相談ができるワンストップ相談、この実施なども行っております。

福祉分野といいましても、ほかにもいろいろな女性の分野であるとか、犯罪被害者の分野とかいろいろあるわけですが、それを全部今日御説明するわけにもいきませんので割愛させていただきますけれど、それぞれ両性の平等委員会であるとか、犯罪被害者支援委員会というのもございます、そこで様々な活動が行われております。

次のスライドに参りますが、このように、既に日弁連や各地の弁護士会を通して、福祉分野でも様々な活動が行われているわけですが、ここで福祉分野での弁護士や弁護士会の活動の場面、これを整理してみましたので、ちょっと御覧いただきたいと思います。

福祉分野では大きく三つの活動の場があるのかなと考えております。一つは、当事者の支援、権利擁護、それから二つ目として、福祉を実施する自治体の支援、三つ目として、福祉サービスを提供する民間団体等の支援、こういうのがあるのかなと思っています。それぞれ内容をスライドに書いておきましたが、時間もございませんので、そこについては御覧いただければなと思います。

今後の取組ということで次のスライドに行きますけれども、先ほど、日弁連の各福祉分野の関連委員会の活動について御紹介をいたしました、弁護士や弁護士会には、当事者の権利を擁護するという社会的使命がありますので、これまで先ほどで言う1の当事者の支援、権利擁護、直接当事者を支援する活動、これを中心に行ってまいりました。しかしながら、

冒頭に御説明したとおり、近年の社会的弱者の皆さんが置かれた立場からして、福祉の役割が飛躍的に増大しているということも踏まえ、これまで重視してきた当事者を直接支援するという活動に加え、今後は福祉を实践する自治体や福祉関係団体、これが適切に福祉を実施するよう自治体や福祉関係団体を支援する、こういう活動についても積極的に取り組んでいく必要があるのではないかなど考えております。福祉を実施する自治体や福祉関係団体を支援することを通して当事者の支援につなげていくということだろうと考えております。

そのため、自治体や福祉関係機関とこれまで以上に密接な連携を図ることを企画しまして、弁護士や弁護士会は、例えば括弧の中で書いたような取組に今後力を入れていくべきであろうと書いております。「具体的には」と書いている部分でございます。

次のページに行きます。日弁連としましては、今述べたような弁護士、弁護士会における福祉分野での活動、これまで以上に意識して福祉分野関連委員会の取組を日弁連としては一層進めていきたいと考えております。また、冒頭にお話があった自治体等連携センター、ここに福祉部会というのを今回設置いたしました。福祉部会のほかに福祉関連委員会がありますので、その活動が縦割りの活動にならないように、情報共有を図って各委員会での先進的な取組を他の委員会にも応用してもらえるようなそういった仕組み作りをしていきたいと、福祉部会では考えております。

そのため、手始めに福祉部会では、現在福祉関連委員会からヒアリングを実施しているところです。各委員会からの情報を提供していただくとともに、他の委員会の活動について情報を提供するとして、各委員会の活動を支援していくと、こういう予定をしております。先ほどの条例部会の方でコーディネート機能という話がありましたが、福祉部会でも正にそういったことを目指していきたいと考えております。

ヒアリング、どんなことを聞いているのかと申しますのは、資料の7で今日添付をさせていただきましたので、こういったことを聞いているということで、後で御一読いただければなどと思っております。

それから、日弁連では、福祉部会が中心となって、自治体や民間の福祉関係団体と連携する、そういった先進的な取組について、特定の弁護士会でモデル事業を実施してもらって、その活動を全国の弁護士会に広げると、そういった活動をしていきたいと考えております。

それで早速なのですけれども、モデル事業の第一弾ということで、資料の36ページのところですが、大阪で大阪弁護士会において、地域における高齢者の支援拠点である地域包括支援センター、障がい者の同様に支援拠点である障がい者相談支援事業所に、質が担保された弁護士を派遣する事業を来月から開始するということになりました。内容につきましてはここに記載しているとおりですので、御一読いただきたいと思います。福祉部会では、このモデル事業以外にも現在幾つかの他のモデル事業もいろいろな分野で検討しておりますので、また中身が決まってきた次第、また別の機会に皆様に御報告させていただければと考えております。以上でございます。

- 谷次長 ありがとうございます。4本の御報告を頂きまして、これで議事次第の2と3を終えたということになりますので、次に4番、その他の項目に入っていきたいと思っております。まず、ここでは、中央大学法科大学院の大貫教授から御報告を頂きたいと思っております。前回、この分科会のテーマに関する法科大学院の役割を意識した検討の経緯ということについて

も御報告を頂きましたが、その後の進捗状況について、お話を頂ければと思います。よろしくお願ひいたします。

○大貫教授 中央大学の^{大貫}でございます。ここでお話することは、いわゆる中央大学が行おうとしている法曹リカレント教育のお話をしたいと思ひます。その中でこの分科会に関係する公務における職域拡大と関わる部分も含まれております。中央大学では2014年度後期、つまり今年度の後期から、法曹を主たる対象とした科目等履修生の制度を導入いたします。

これとともに、2015年度ないし2016年度、これはまだペーパーがないので大変申し訳ないのですが、大体出来上がっているのですけれども、まだ出せないと言われていまして、確定しましたら、後でこちらに提供してアップしていただくということは可能でしょうか。できるだけこういう試みがあるということを広く知っていただきたいと思っておりますので、ちょっと今の段階では、数日後には確定する予定なんですけれども、ちょっとお願ひです。

2015年度ないし2016年度から特定領域の複数の科目を履修した方に、中央大学法科大学院独自の修了認定授与制度を導入することにいたしました。ディプロマというふうにかたかなで言っていますけれども、そういうものを差し上げるということにいたしました。この専門領域は五つございます。公共政策コースと企業内法務コース、労働法、これもちょっと検討の余地がありますが、労働法関係、租税法関係、経済法関係という五つのユニットを作りまして、それぞれについて、科目はユニットによって違うのですが、3科目か4科目ぐらいを提供いたします。例えばこの部会に関係するところで申し上げますと、公共政策コース、これが要するに弁護士として既に法曹となられた方が、自治体に任期付公務員等入って行かれる際の基礎作りをしていただきたいということでございます。科目としては、行政法基礎、自治体ローヤリング、これはちょっとかつこつけているのですが、これは地方自治法を中心として教えているということで、名前も大事ですので、自治体ローヤリングと、それから実務行政訴訟の応用、それから地方公務員法を提供する予定であります。まだ十分ではないというのはよく分かっているのですけれども、まず隋より始めよということで、例えばこういう科目を準備いたします。企業法務のコースについては、ここのテリトリーではないのですが、例えば企業内法務の実務とか、それから企業金融と法とかという科目を提供することにしております。

科目等履修生の方、つまり受けに来てくれる法曹の方ですけれども、この方は、この五つのコースのごとに6単位を取っていただいて、6単位を取っていただくと、まだここも決まっていないのですが、例えば公共政策コース修了認定証を差し上げるというような構想になっております。

既に、2014年度後期からこれは立ち上げるのですけれども、2014年度後期から同時にパイロットプロジェクトを日弁連の協力の下に実施いたします。日弁連から推薦を頂いた何人かの方にパイロット事業として講義を受けていただいて、いろいろ感想を伺うということでございます。これも始まります。

ペーパーがないので、なかなか御理解いただけないかと思ひますが、多様な科目を公開して、充実しているのではないかと自負しておりますけれども、問題がないわけではなくて、例えば慶應義塾大学の、慶應義塾大学は既に2014年度前期から企業法務に関して、もう

既に弁護士の方が中心ですけれども、法曹有資格者の方の科目等履修を認めておりますけれども、非常に応募者が少ないと聞いております。パイロット事業で来てくれる方が20名ぐらいと確か聞いたのですが、それ以外の一般の方は1名だったと聞いているのですけれども、これはどういうことなのかというので、手間暇がかかるわけですから、簡単に言うと。これで1名とか2名ではどうなっちゃうんだろうという議論がないわけではない。

ただ、私はちょっとすぐには増えないのということをお願いしているのですが、一つの阻害要因としては開講時間の問題があると思います。昼間開講しますので、弁護士の先生が中心になりますけれども、弁護士の先生が昼間の一定の時間帯、15回なら15回、半期で参加いただくというのは非常に困難だと私は思っています。これは個人的な意見なので、全く組織として決定はしていないのですが、DVDで視聴していただくとか、あるいは同じ内容の授業が週に複数回開講されています。それを渡り歩くというか、月曜日は大貫の授業、火曜日は何とか先生の授業とか規格化されていますので、何曜日の何コマ目には同じ名前の講義であれば同じ内容をやっているというふうになっていますので、移っても構わないんですね。そういうのを認めるとかしないと、ちょっと私は増えないのではないかなど。夜の開講はちょっと中央大学の場合は非常に困難であると思っております。夜開講すればまだ弁護士の先生が来やすいのかもしれませんが、それはちょっと困難だろうと思います。

今申し上げましたように、まだいろいろ私どもが気が付いていない困難があるのかと思っておりますが、既に認知されているという困難もありまして、そう簡単ではないのですけれども、とりあえず2014年度後期から、先ほど申し上げた五つのコースについては始まるということでございます。以上でございます。

○谷次長 ありがとうございます。それでは続きまして法務省からも御報告をお願いしたいと思っております。活動領域拡大の関係で選択型実務修習の活用についての御報告でございます。よろしくお願いたします。

○鈴木参事官 法務省司法法制部の鈴木でございます。本年3月25日に開催されました第3回法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会におきまして、選択型実務修習についての問題意識が示されました。その内容は、幅広い分野の実務を経験するためにも、地方自治体をはじめとする官公庁、企業、福祉の分野等において、選択型実務修習プログラムを拡充すべきであるというものでございます。選択型実務修習と申しますのは、司法修習における実務修習の一環として、各分野で行う分野別実務修習の成果を深化、補完するための専門的な分野における知識、技法の修得を図るため、各修習生の選択により、2か月間の期間において実施するというものでございます。現在、各弁護士会が提供する個別修習プログラムを中心として、約1週間程度実施するというものが多く、地方自治体、民間企業、福祉機関等で実施されていると聞いております。修習生にとりましては、各受入先についての理解と関心を深め、将来の活動領域として具体的に検討する契機となるとともに、各受入先にとりましても、法曹有資格者を活用する契機となっていると承知しております。

例えば地方自治体における今後の選択実務修習のモデルといたしまして、条例や規則等の確認を修習生にさせたり、消費者相談等の各種の相談窓口への関与といったことを通じて、地方自治体にとっても、有資格者を活用するなどの有用性があり得るのではないかと考えております。

また、福祉等の分野につきましても、修習生にとりましては、今後の活動領域として、福

祉の分野に目を向ける契機となり得ると思われまして、福祉機関からすれば、これまで法の光が届きにくいといった指摘もある福祉の分野につきまして、法曹有資格者の関心を積極的に向けるというようなメリットがあるように思われます。

そこで、本分科会におきましても、国・自治体・福祉機関の各分野から御出席いただいている各先生方の意見交換を通じまして、今後の選択型修習の拡大・充実のための具体的な方策について、お知恵を頂ければと考えているところでございます。私からの御説明は以上でございます。

○**谷次長** ありがとうございます。それでは、御報告については、以上でございますので、以上を踏まえまして、意見交換をお願いしたいと思っております。どなたからでも結構でございますので、御意見、あるいは御質問等でも結構でございますので、お出しいただければと思います。

お願いいたします。大貫先生。

○**大貫教授** 今の御説明、菊地先生の御説明を聞いて、大変進んでいるなと思って、本当に関係者の皆様の御努力に感心した次第でございます。

幾つかの質問をさせていただきたいのですけれども、自治体等連携センター、菊地先生が御説明くださったところのですけれども、今三つの柱といいますか、ざっくり整理すると三つのこと、全国展開、マッチング、モデル事業とおっしゃったのですけれども、私、今日意見書を出したんですが、マッチングというのは非常に重要なところだと思っているのですが、このマッチングについての組織体制の具体的なところをもう少し教えていただけないでしょうかというのが、まず1点目の質問です。

それから幸田先生の条例づくり・レビューに関しては、これも素晴らしいなと思います。1点御質問したいのは、こういう事業を見ますと、私は幸田先生の顔が浮かんだり、大阪の岸本弁護士の顔が浮かんだりして、特定の非常な有能な方の顔が浮かぶのですが、問題は、こういうのが続いていくということが大事で、幸田先生や岸本先生のように行政法もよく御存じで、法制実務も御存じでというような方というのは、弁護士になかなかいない。ちょっと不穩当であれば、撤回しますが、なかなかそう多くはないので、こういう弁護士の方を育成していくということが大事だと思うんですね。

さっきセミナーというのがありましたが、これはちょっとよく分からなかったのですが、具体的に、幸田先生が持っていらっしゃるスキルをちゃんと継承していく仕組みというのがどうなっているのか、教えていただけないかと思っております。

以上2点でございます。

○**谷次長** ではお願いいたします。

○**菊地副本部長** 今の御質問が我々の一番のウィークポイントです。正直申し上げまして。特に、公務員の募集に対して応募者をどう確保していくかという、しかもマッチした人材をどう輩出していくかということでございます。任用問題のメールマガジンに900人ぐらいの登録者がいる。この方がある意味では潜在的な応募者なのですが、必ずしも実現化する母体にはなっていないと。このたび、その先生方を含めて情報提供しますのでいいですかというようなことをやっております。どんな地域だったら応募しますかというような細かい質問をしております。それに応えた方は一つの第一次的なストックかなと思っております。任期付公務員というものはどんなものなのかということを広く周知していかないと、なかなか二

の足を踏むという形でございますので、その宣伝活動が大事です。

それから先ほど申し上げましたように、各自治体の応募に対して、弁護士会、特に地元の弁護士会も含めて、採用説明会などを開いて、弁護士会はこれを応援しているということを形にして、応募を募るということも大事かと思えます。なかなかこれといった妙手がないのが現実ですが、少しずつやっていきたい、次回にはもうちょっと形を付けたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

- 幸田委員** 今お話がございました、そういった公共分野、地方行政の条例制定等についての弁護士の裾野を拡げていくと。先ほど、資料のところでも少し説明させていただいたのですが、そこは非常に重要だと思っております、そのためには、今回条例部会ということで、単位弁護士会の先生方もメンバーとして入っていますし、全体では100名ですがけれども、それぞれの部会にまだ全体の委員の方々が確定しておりませんが、関心を持つ弁護士の方というのが、今回初めてそういう形で入っていらっしゃると思いますので、一緒にどのような形がいいのか。その辺、セミナー、情報提供、説明会等を含めて検討していきたいと思っております。

ただ、条例制定については、日弁連は、これまで法律関係については、いろんな提案もされております。例えば公共事業改革法でありますとか、そういったようなものを条例分野にも活かしていくことができないかといったような観点もございまして、各委員会との連携、それから単位弁護士会との連携をどのように図っていくのかということ、条例部会の会合もこれからメンバーの方々が固まって開催する。日程等も決まっておりますので、そういった中でよく相談しながら、今大貫先生の御指摘をどのように取り組んでいけば実現できるのか、検討していきたいと考えております。

- 谷次長** それでは、ほかに何かございますでしょうか。
- 北川教授** 菊地先生、各部会で、今幸田先生から条例部会というのを説明いただくと、具体的に出てきていいなと思うわけですが、第2、第3、第4というのはどういう形でというのは、もう一回改めて説明していただけますか。もう人事は確定しているのですか。
- 菊地副本部長** 全部確定しております、各単位弁護士会から、まだこれから追加して入る方もいらっしゃるかもしれませんが、部会長も公金債権ということになると、須田徹弁護士が部会長になってやっていくということでございます。ここの部会というのは、東京弁護士会が結構走っておりますが、条例も含めて実際の各地の公金債権を回収している職員に対する研修というのも含めてやっておりますし、実際に東京のある区では、弁護士が連携して公金債権の回収に取り組んでいると。これを全国的に拡げていくというのが、この部会のミッションでございます。

それから外部監査、第三者委員会部会、これは包括外部監査人を全国的に拡げていく。それからこの第三者委員会というのは一般名称でございまして、いじめの防止条例に書いてある委員会とか、各種の委員会に対してどういうふうに弁護士を派遣していくかということの運動作り、仕組み作りを研究していく。部会長は、伊藤倫文弁護士、愛知でこの関係で一生懸命やっている部会長がやっております。大体そんなところでよろしいでしょうか。折を見て詳しく説明してもらおうと思っております。

- 北川教授** それで、幸田先生から説明があったのですが、私は、公金債権部会というのは、内閣府の地方の公共サービス小委員会に公共サービス法の流れで関わっていて、日弁連

さんでお世話になって、会場もお借りして、8月5日、それで愛知県でも8月22日にお世話になると、こういうことになっているわけですね。そうすると、こういうのは全部リンクするということが一定程度整理されてきて凄いなど、菊地先生の御説明で分かったのですが、そういったいろんな取組を全部マトリックス表にさせていただくと、動きにまた更に一層拍車がかかるなどということをおもいました。

ということで、例えばこの公金サービス法の関係も幸田先生にお世話になっているわけですが、これとの関係というのは若干御説明いただけますかね。

○**幸田委員** まさに北川先生が座長で公金サービス法の公金債権の外部化についての報告書をまとめられたところをございまして、内閣府と連携して、先ほど公共サービスの関連のいろんな条例というのは、各種のいろんな条例が考えられるということで、今の公金サービス法の関係、それから外部化をする場合のどういう条例を作ると、よりそれが促進するかというような観点も今内閣府で検討を進めておりますので、そういった連携を図っていくということは大変重要だと思っております。

今、北川先生がおっしゃいましたように、弁護士も含めた公共サービスの外部化の支援と、公共サービス自身を自治体がどのように取り組んでいくかということに役に立つ条例というものについては非常に関係がございますので、そういったものを一緒に連携して、その中で今北川先生がおっしゃいました公金債権の関係についても、報告書の関係についても、どのようなシンポジウム、説明会をするのかというのはこれからだと思いますけれども、よく連携をして進めていきたいと思っております。

○**北川教授** お願いします。

○**菊地副本部長** マトリックスというか、今の御指摘なのですが、6月2日に第2回の全体会議がございます。それまでに各部会でロードマップを作成して、一覧できるようなものを出すようにとお願いしておりますので、また次回以降でそれを用いて、どんな行事をやるのかも含めて御説明できればなと思っております。

○**北川教授** 分かりました。

○**谷次長** ありがとうございます。その他に何かございますでしょうか。お願いいたします。

○**泉市長** まず、冒頭、本当にこの間大きく動いたと思います。関係者の皆さんの御努力にまずもって敬意を心から表したいと思います。本当にありがとうございます。また、明石市の採用に際しましても、皆様、お力添えを賜っていることを改めて御礼を申し上げたいと思います。

それを前提にいたしまして、意見をペーパーにまとめました。項目ごとに一つずつポイントを絞りながら、順次お願いをしていきたいと思っております。まずペーパーの第1の施策推進体制の確立について、本部が立ち上がり、自治体等連携センターが立ち上がったことは、本当に喜んでおりますし、本当に感謝している次第ではありますが、あくまでもスタートを切ったところだと認識しております。

その際、今日は条例部会、福祉部会に本当にこれから楽しみなお話もありましたが、改めてお願いしたいのは、やっぱり発想の転換だと思います。繰り返しになりますが、弁護士はどこで活躍するのかというのは、裁判所だけではなく、社会の隅々で活躍する弁護士像ということからしますと、例えば福祉部会の今後についてお願いでありますけれども、いわゆるボランティア的な位置付けではなくて、本来業務にすべきだと思います。社会の隅々に対し

てしっかりアウトリーチをして、そこで弁護士が位置付くことは、それは時間とエネルギーと気持ちのある方だけの話ではなくて、基本的にそれは弁護士の本来業務であるという位置付けの下に、これから大阪でもモデル事業が始まると思いますが、すぐに全国でやってほしいという思いがありまして、これはたまたま例外的にする話ではなくて、本来型なんだという位置付けで是非施策の展開をお願いしたいと思います。ボランティア的なことではなくて、本来業務だという位置付けを是非お願いしたいのが1点目のお願いであります。

次、第2の自治体との連携について、これは条例部会にも関係しますが、是非お願いしたいのは、日弁連にはたくさん委員会がありまして、たくさん意見書など出されておられます。そうであれば、その意見書を例えば自治体の条例に置き直すことはかなりできるのではないかと私は思っておりまして、特に自治体の場合には、条例案があれば、実際首長が条例を提出することは可能だと思いますし、議会の理解を得て実際の形になることも十分想定されると思います。夢を形にといいますか、日弁連が語る理念を実際の実社会において、形にする作業を始めていただきたいというのが、2点目のお願いであります。

3点目については、第3の自治体弁護士の支援の項目に関しましては、これは是非自治体弁護士向けの研修会を早めをお願いしたいと思います。3月に意見交換会、体験交流会ができたことは非常に良かったと思いますが、その時にも感じましたけれども、やっぱり孤立したのでは専門職の良さが発揮できません。しっかり自治体で働く弁護士が、更にレベルアップが図れるように弁護士会としても自治体弁護士向けの研修会、合宿でも結構ですし、何らかの形、できたら夏、秋ぐらいまでにせめて1、2回ぐらいはお願いしたいと思っております。

第4につきましては、自治体への赴任の促進でありまして、これは二つあるのですが、一つは、かなり濃淡はあるかもしれませんが、目標設定を単位弁護士会ごとにそろそろ始めていただきたいと思います。例えば5年以内に県内の自治体の半数以上に位置付くようにするであるなど、是非目標設定をお願いするとともに、あとは人事権者への働きかけを是非お願いしたいと思います。私も首長でありますけれども、やはり首長としては、町作りしたいと思うと、より専門性の高い人、より力を発揮できる人を採用したいという動機が強くなります。私も各市長会などで話をしますと、ほとんどの首長さんは関心を持たれますし、非常に前向きな発想であります。是非首長に各単位弁護士会の役員レベル、各単位弁護士会の会長、副会長なり、この自治体連携の担当者がしっかりと動けば、多くの首長は面会されると思いますので、年内に全自治体の首長に会っていただくということをお願いしたいと思います。

第5、裏面であります。第5については、今日法テラスはもちろんですし、社会福祉士会からもお越しであります。是非交流の促進をお願いしたいと思ひまして、例えば合同での研修会、既に高齢者分野などでは始まっておりますけれども、もっと広くいろんな分野で各専門職集団との合同研修会や合同懇親会などを開催してはいかがでしょうか。例えば日弁連で総会や人権擁護大会の時に、共同で一つの何か分科会を持つであるとか、社会福祉士会も総会、全国大会などあろうと思いますので、そういった時に弁護士会とコラボレーションしたような企画などができるのであれば、是非御検討願いたいと思っております。

第6についての法テラスは、先ほどの福祉部会とも関係しますが、実際の開業弁護士としては、やっぱり採算性なしで全てできるわけではありませぬので、採算性の合わない

分野については、やっぱり法テラスなどと連携をしながら、そこの一定の棲み分けなり、連携なりという部分は出てくると思いますので、是非情報共有を密にさせていただいて、共にいい形で前に進んでいただきたいということをお願いしたいと思います。

最後に第7については、これも是非お願いしたいのですが、まだこの分野のテーマが、何か就職難対策であるかのような間違った報道もなされております。これは日弁連含めての発信力がまだまだ不足しているのではないかと思わざるを得ません。そうではなくて、弁護士というのは狭い裁判所ではなくて、本当に世のため人のために働く職業なんだと。それをしっかりやっていくんだという発信を是非強くお願いしたいと思います。法律サービス展開本部が立ち上がりましたが、日弁連は会長も代わりましたので、是非強い決意を会長声明で挙げていただくなど、検討をお願いしたいと思います。以上でございます。

○**谷次長** ありがとうございます。具体的に幾つか御指摘を頂きまして、何かこれらの点についてございますか。どうぞ。

○**菊地副本部長** 貴重な御指摘、しかも具体的な御指摘ありがとうございます。私がここでやるぞと言って持ち帰ると怒られる可能性もありますので、ただ、実現可能性のある具体的な御提案でございますので、是非前向きに検討させていただいて取り組みたいと思っております。特に福祉関係で関係機関が一堂に会して何かをやったということはないのだろうと思っておりますので、これも一つの新たなチャレンジかなと思っております。

それから会長声明についてもお伝えしますので、また検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

○**北川教授** 泉さんが、今度募集を3か所でされるということで、明石だけではなくに、あるいは弁護士会でやったらとか、マッチングのところではなかなか、私はどこどこへは行きたくないとか様々な実例があり、この間やられてどうか、これからやられてどうか、一括採用されたこととの苦しみとか問題点とか、この間の東京の募集はどうだったかとか、ちょっと具体的に教えていただけますか。

○**谷次長** お願いいたします。

○**泉市長** 今日資料を入れさせていただいておりますが、カラーの方が見やすいですので、明石市の採用に関するチラシを御用意しましたので御覧いただければと思います。北川先生、御案内のとおり、一昨日に東京で説明会を開催し、今日この後に名古屋で説明会を予定しております。今回の動きにつきましては、日弁連を挙げて応援を頂いております、このチラシにつきましても、全ての弁護士の目に届くような形でお力添えを賜ったことを御礼申し上げます。

それを踏まえまして、一昨日もやってみて、いわゆる純粋にいらっしゃったのは11人でした。うち3名は修習生でした。幾つか気付いたことを言いますと、やっぱり内容面について、実際どんな仕事をするのか分からなかったもので、実際幅広い分野の仕事ができるんだという感想を承りまして、やはりどうしても自治体の仕事はまだまだ見えていないのかなとも感じました。それをちゃんとお伝えしたところ、是非やりたいというようなお話も頂きました。

あと、修習生の方から、修習生はまだまだ意識が低いようで、周りの話でも、まだ自治体という部分は全然位置付いていないということでした。企業については、就職先としてもかなり話題になるのですけれども、やはり行政分野において働くというイメージがまだまだ沸

いていないのは、ロースクールも含めてですけれども、早い段階からインターンであるとか、いろんな形で接する機会があった方がいいのかなという感想を持ちました。

○北川教授 修習生は、任期付きではないのですか。任期付きも含めて。

○泉市長 今回、うちは限定せずに修習生も応募いただける形を採っておりますけれども。

○谷次長 任期付きですか。

○泉市長 任期付きです。それから、一昨日は明石市だけではなくて、福島以南相馬市と岩手県の宮古市の方の採用についても説明がなされました。私も隣で直接聞いていまして、職員の方が切々と本当に必要なんだと、弁護士さんの力を借りたいというお話を聞きまして、ここはやっぱりもっとしっかりと全体的に応援をして、場合によってはどうしても赴任の関係上、まだ明石の場合には、町中という面がありますけれども、むしろより必要性が高いと思われる被災地に対して赴任するにはいろいろハードルもあると思いますので、そういったいろんな環境整備とか、応援をしていかないと、折角本当に困っている方々がおられて、困っている地域があって、弁護士を是非欲しいと言っておられるわけですからこれは組織を挙げてちゃんと赴任につながるようなことをする必要性を改めて感じた次第です。

○北川教授 あと名古屋、大阪が残っていると。3か所もやられるというのはどういうことですか。

○泉市長 明石市はこれまで弁護士、社会福祉士、臨床心理士を採っていますが、半分ぐらいは引越して明石に来てもらっているのです、どなたでも気持ちある方に来ていただきたい趣旨で全国でやるということと、あと今回は実際上説明会に来る人数が少なくても、しっかりと自治体の仕事はどういうことかをより多くの弁護士に知っていただく趣旨もあります。やっぱりよく聞くのは、行こうとも思っても、周りから自治体で何するんだと批判的に言われたり、その後食べていけないぞというふうな不安を言われたり、というような後ろ向きな話が聞こえてくるのが不幸だと思います。

○北川教授 そこなんですね。

○泉市長 そこです。

○北川教授 募集したら来るということではなしに、そういういろんな口に出せない、目に見えない、いろんなことが、初めての試みだから、その辺りを体験者としてというか、この間勉強会をされたんですよ、期限付きの採用のOBの方との。そういうところについて、菊地先生の方でもどうにか集約していただいて、自治体の壁とか障害とかあると思うんですよ。そういう議論も合わせて徹底的にやっていただけたら。

○泉市長 おっしゃるとおりです。うちに来ている社会福祉士や臨床心理士は、みんなから頑張っておいでと言われて来ているわけです。うちに来ている弁護士は、みんながみんな応援していただいている状況にない中で来ているので、そこは本当に組織を挙げて、日弁連を挙げて、弁護士会を挙げて、ちゃんと理解を促進する。これはマスコミもそうなんですね。マスコミ報道でも、社会福祉士や臨床心理士の採用について非常に積極的、スクールカウンセラーであるとか、非常に評価を頂いているんです。ただ、弁護士については、就職難対策とか報道されておまして、やっぱりメディアも含めた空気感を変えていく必要があると思います。それに際して、今も言いましたけれども、日弁連として自治体の弁護士に対する研修会を実施するであるとか、情報交換会をするであるとか、ネットワークを作るであるとか、そういったことは是非早期に始めていただきたいと思っております。

○谷次長 では、お願いします。

○菊地副本部長 机上配布の③というのが、今、北川先生がおっしゃった地方公共団体における法曹有資格の常勤職員に対するアンケート、どうして志望したのかとか、キャリアプランとしてどうなのかとか、何が困っているのかとか、経験者81名を対象にして、64名から回答が来ております。分析をして、一般の弁護士にも周知して、任期付公務員になろうよ的な運動をしたいと思っております。次回以降にまたこれをどういう形でやっているのかも、御報告できればと思っております。

○谷次長 ではお願いします。

○大貫教授 予想どおり、泉市長が網羅的に指摘してくださったので、ちょっと落ち葉拾いの的に、私も4回目ということでちょっと初回に出した意見書の中身を反省してみて、その後どう変わったのかというのは、今日はちょっと誤植があるのですが、お手元にお配りしておりますけれども、ごく簡単に申し上げますと、ほとんど泉市長が言ったことと重なるのですが、その1ページ目のところですね。実行の必要性和書いたところは、当然に未だに全然変わっていないと思っております。新たな提案というところに幾つか、泉市長がおっしゃったことと重なるのですが、危ない点が少し。一つは、泉市長もおっしゃっていたと思うんですけども、キャラバン隊でも組んで、全国の自治体なり首長を訪問した方がいいんじゃないかと。売り込みですね。さっき泉市長が1700と、基礎自治体を弁護士の先生方、大学教員なりが組んで説得して歩いた方が早いんじゃないかと思うのですが、これは自分にも降ってくる話なので、書くかどうか非常に迷ったのですが、私の元同僚は、知恵がある者は知恵を出せと。知恵ない者は汗を流せと。私は汗を流そうかなと思って書いたのですが、これはかなり本気で考えていますので、考えていただけませんか。売り込みキャラバン隊。少し不穏当ですけども、これをやったらどうかと思っています。

それから、今、泉市長からマスコミのことが出たのですが、全くそのとおりで、大体マスコミはうまくいっていることは全く報道しませんので、うまくいっていないことはニュースになりますけれども、これではちょっとまずいので、マスコミを積極的に巻き込んでいって、宣伝といったら変ですけども、ちゃんとした実態を報道してもらうことを真剣に考えなければいけないのではないかと考えております。私も個人的には何人かのマスコミの方と付き合いがあってブリーフィングするのですが、なかなかそのまま記事にはならなくて、苦悩しているんですけども、ここに知恵がある人がいるわけですから、そこら辺は真剣に考えた方がいいのではないかと考えています。

それから次は、さっき泉市長の方から学生なり修了生の意識の問題が出たと思うのですが、自治体で働くことの意味というのはあまりイメージがないんです。それ以上に、さっき泉市長がおっしゃったとおり、私も全くそのとおりだと、法曹像の転換が必要なんですけれども、それが一番分かっていないのが学生であり修了生であると思っております。ですから、ここを何とかしていかないと、本当は法科大学院に第一次的責任があるんですけども、そんな手が回らないというのもありまして、どうするかというと、ちょっと考えたのが、学生や修了生が接する媒体に職域拡大の模様をちゃんと連載してもらうと。イメージ的には、我々がやっている活動を紹介するのと、それから現に拓がったところで働いている人の経験を書いてもらう。実はこれも大分話がついているんです。もう連載してくれる可能性が高いので、これはもし実現になったら、先生方にも一筆書いていただくという可能性があります。

こういうのを地道にやっていくしかないのかなと思っています。ただ、最近の学生、あまり雑誌を読みませんので、どの程度広がっていくか、ちょっと未知数なんですけれども、こういうことをやったらどうだというふうに思っています。

それから、本来これを先に申し上げるべきだったのですが、菊地先生もさっきおっしゃったのですけれども、前にも、この会議体で申し上げました。職域拡大のプロジェクトの進行管理をすべきではないかと思っております。見える化という形で。一つは、正に進行管理です。もう一つは、外部にこれを流したいんですね。職域が拡大していれば、こんなふうに通う場があるということ、これから法曹を志望する者、既に法曹の道に進もうと法科大学院で学んでいる人間に対するメッセージを出したいんですね。今法曹の分野というのは、負のスパイラルに入っているところがありますので、希望があるというのを出さないといけないと思うので、これは是非ともやってほしいなと思っております。

あと、いろんなところに進捗しているかと書きましたけれども、菊地先生のお話で、マッチングのこともお考えになっているということも分かりましたので、進んでいるということも実感しました。

それから、2ページ目の、自治体等の求める能力を法曹有資格者に獲得させる試みも必要なのですが、これは慶應とか中央が始まっていますので、どんどん進めていく必要があると思います。

それともう一つ、先ほどの菊地先生のアンケート、法曹有資格者の常勤職員に対するアンケートにも出ていたと思うんですけれども、戻ってきてどうなのか、ちょっと不安だというのがあるんですね。ですから、戻ってきた時にどういうふうにキャリアを描いていただけたのかというのを、ちょっとこれは真剣に考えた方がいいと思うんですね。英雄的な気持ちで明石市に行ったけれど、戻ってきてどうなのか分からないという、明石市がずっと雇ってくれる可能性が非常に高いのですけれども、これでは困るので、連携事務所というふうに思い付きで書きましたけれども、こういうものも構想する必要があるのではないかと思います。

あと、最初に申し上げるべきことですが、泉市長は、大変な失礼な言い方ですが、広告塔になりますので、いろんなところでお話を頂くことは重要だと思うんですね。実は中央大学でも6月に学生の前で、自治体で弁護士が働くという意味を中心に話していただくことしております。本当に泉市長には365日講演していただいてもいいぐらいじゃないかと思っております。ですので、そういう地道な努力というのは本当に必要なことというふうに思っております。以上でございます。

○谷次長 ありがとうございます。

○北川教授 関連して、先生のおっしゃるとおりなんですね。これ、ちょっと幸田先生なんかには失礼な話なので、意識的にやっているのですみませんが、なかなか全部をトータルで菊地先生の下でというのは、こんなにスピードが上がって進んできたことは評価しますけれども、なかなか実態としては付いていけない点もございますよねということで、例えば1700の自治体に全部回るといことはとても凄いことだし、やってほしいと思うんですよ。ところが、弁護士会の方が応えられないんですよ。マッチングできないわけですよ。だから、東京の近郊ならできたとしても、北海道の端っことか、九州まで行くというのが、実態としてはなかなかいかないという、ここの噛み合わせは考えておかないと、大分首長の意識が変

わってきていますから、採用したいというけれども、いざとなったら送り込めないと、恥かしいちゃうとか、送り込めないのは何故だということのマイナス面、デメリットが出ちゃう面もあるということなんですね。

私は、だからやめろというんじゃないし、行くべきだという論者で、それで大変だ、大変だ、日弁連は何しているんだということにならないと、菊地応援隊にはならないわけだよ、ということだと思っんですよ。だから、体系立ててこれが一気に進んできたということも、逆説ですけども、そのようにお考えいただいて、僕は回ることは大賛成ですが。何故そんなことを申し上げるかという、今まで自治体なんかが改革をするというのが、歳費を減らしました、定数を減らしました、何々減らしましたといういわゆるリストラ論であって、改革でも何でもなし、自分たちが怠ってきたことをちょっと直したただけなんですね。ところが、最近有能な首長は、やっぱり量的削減から質の充実ということに凄く重きを置くようになってきて、必要なところには予算は付けなければいけないなという、そういう大きな空気感が変わってきたと見ていいと思います。そうすると、最近のいろんな問題で、分権法以来の自立的なことからいくと、従来の執行権しか持たない自治体の限界を感じていらっしゃるから、自分たちが法に強くなって、法の支配の下にという、そういうこととマッチして、それで任期付きであろうが、専門家の人を採用したいという人が増えてきているという時代認識があるから、そこでマッチングさせてもらうということで、質的充実をすごく求めていますね。

だから、法律に関して事件・事故がいっぱい多発しているという現状もございますから、だから、回るなど言うんじゃないですよ。回ってほしいのですが、是非、更に一層、菊地先生の下で、充実強化をしていただけたらなという、それは時代に正にマッチしていると思いますので、大変頑張っているから失礼な話ですけども、我々はそういう意見をいっぱい出して、困った、困ったと、幸田さんや菊地さんが日弁連で言っていたことも非常に結構かと思っしますので、よろしくお願ひいたします。そういうことでした。

○谷次長 具体的な課題や、これからできること、やるべきことを御指摘いただきまして、これもある意味では、取組が進んでく中で明らかになってきた問題点とか課題とか、これが出てきたということなのかなと思っんですが、今御指摘のあった需要と供給の供給側もきっちりしなければなかなかうまくいかないという、これは現実にも直面している課題でございますので、引き続き両面で取組を進めるということの重要性を御指摘いただいたのかなと思っしておりますが、ほかに何かございますか。まだ時間もございしますので、どうぞ、是非お出しただけたらと思っします。お願ひいたします。

○泉市長 答えられる範囲で結構なのですが、今日オブザーバーで文部科学省、総務省、厚生労働省に来ていただいているんですけども、この間、何か進みそうなテーマとか、例えば行政と連携するのに、総務省から各市町に働きかけるとか、市町間で連携するとか、いろいろ可能性があると思っんですね。厚生労働省の方も實際上、法曹有資格者が活躍できる場はたくさんあるはずでありまして、もちろんヒアリング等が始まっていると思っしますが、進捗状況等をお話しいただける範囲で結構なんですけれども、どのような状況か。社会福祉士会もオブザーバー入っただいておりますので、私の提案としては、例えば何か日弁連と共同的なセミナーをするとか、そういうこともなともあり得るのかどうか辺りをちょっとお聞かせいただけたらと思っします。

○谷次長 今の点につきまして、今日お越しの総務省等、何かお話しただけることがあれば、

御紹介を頂ければと思いますが。厚生労働省もお越しいただいておりますね。では、文部科学省。

○**文部科学省** 文部科学省でございます。私ども文部科学省、特に私が所属しております高等教育局は、大学を所管しております。国立大学は平成16年から法人化しております、国から裁量が下りております。それに伴い様々な労働関係の問題などがより顕在化しております。このような状況も踏まえ、例えば京都大学では、京都大学の法科大学院を卒業されて、法曹有資格者になられて、登録もされた方が2人勤務をされているということや、一部の首都圏の私立大学でもそういう採用が始まっているということをお聞きしていますので、そういう意味では、教育の現場といたしますか、実際には管理運営面の方だと思いますけれども、そういった素養のある方が求められているということは広がりが出てきているというふうに感じております。以上でございます。

○**谷次長** ありがとうございます。厚生労働省と総務省も何かございますでしょうか。

○**厚生労働省** 申し訳ございません。この場で今説明できるようなものは今のところないのですけれども、この分科会に引き続き出席させていただきまして、福祉分野、福祉施設等につきましては、日弁連とも協議しながら進めてまいりたいと思います。

○**谷次長** ありがとうございます。総務省は何かございますか。

○**総務省** 総務省でございます。総務省としましても、今現在で申し上げられるようなところはございませんが、今後法務省の方とも相談しながら進めていきたいと思っております。

○**北川教授** そんなことないよ。総務省、頑張っているよ。

○**総務省** ありがとうございます。

○**北川教授** 今度の勉強会なんかでも、やっぱり総務省がバックアップしてくれて、そして全国の自治体とでやるとか、公共サービスの方でも、総務省がバックアップしてくれて、11の自治体といわゆる外部化ですね、公共サービスの、そういった問題を本当に頑張ってくれて、これは幸田先生などの御配慮も陰にあったと思いますけれども、随分助かっていますよ、本当に。もっと積極的に言っていると。幸田先生、そうじゃないですかね。僕はそう思ったんですがね。

○**幸田委員** 公共サービスは関係省庁ということで一緒に入ってやっているの、そういう面ではよく連携しています。

○**北川教授** というふうなこともあるという全体でいくと、僕はそう思いますね。

○**谷次長** 今後も協議を続けていっていただくということでございますので、是非お願いします。

○**小笹事務局長** 日本社会福祉士会事務局長をしております小笹といいます。オブザーバー参加させていただきどうもありがとうございます。日弁連さんとは、本会としましては、先ほど八杖弁護士から御説明がありましたように、高齢者・障害者の権利に関する委員会との連携が今一番密になっております。特に成年後見関係とか、高齢者虐待対応専門職チーム、これにつきましては、中央の方で共同のセミナーも開催させていただいているところです。

あと、社会福祉士会は全国47都道府県にそれぞれ都道府県社会福祉士会がありますので、温度差はいろいろあるのですけれども、結構各单位弁護士会との個別の連携等をさせていただいているところです。

○**鎌倉会長** 日本社会福祉支会会長の鎌倉です。発言の機会を与えてくださり、ありがとうございます。

ざいます。机上配付資料④の連携活動福祉部門のところの高齢者・障がい者問題のところ、丸印が幾つか付いております。私は香川県社会福祉士会会長をしておりました関係で県の状況を報告させていただきます。香川県では、県弁護士会の高齢者・障がい者委員会との連携が非常に良く取れており、高齢者虐待防止専門職チーム活動を一緒に活発にさせていただいております。市町村から専門職チームに直接相談を受ける形になっておりまして、先般も丸亀市から虐待の相談を受け、弁護士会と共同してすぐに対応したところです。

また、成年後見の市町村長申立の時に、地域包括支援センターから法的なことがどのようになっているのかの問合せがよくあります。地域包括支援センター或いは市町村に弁護士さんが常勤或いは常勤勤務対応でなくとも弁護士さんがいるという体制が取れば、簡単に解決すると思われま。

子どものいじめ防止対策の一つであるスクールソーシャルワーカー関係で、学校内で対応困難なトラブルが発生したとき、社会福祉士会と香川県弁護士会児童委員会が連携して支援することも始められています。

明石市のように弁護士、社会福祉士を常勤体制で配置しているところはスムーズな連携が取りやすいと思いますが、常勤でなくとも地方において連携体制を取っているところもあるということを報告させていただき、できれば常勤という形で全国の自治体に定着できればと思います。

○**谷次長** 現実に行われている取組を整理すれば、実はいろいろ連携等が進んでいるということだろうと思います。その辺りの整理も今後の課題になるのかなと。

○**泉市長** いきなりの発言依頼で恐縮でしたが、ありがとうございました。関連して二つのお願いがあります。一つは、八杖弁護士からもありましたが、例えば今後モデル事業的に地域包括での事業を始めるのであれば、地域包括は正に厚生労働省で地域包括支援センターを所管されておられます。例えばそこに最初はボランティア的に弁護士が関わるにしてもやはり安定的な制度を作るには、一定の予算という裏付けも将来的には出てこようかと思っておりますので、是非制度設計に際して厚生労働省で福祉部会、そして社会福祉士会との連携も重要ですので、是非可能であれば、少しそういった辺りで膝を交えた意見交換でも始めていただきたいというのが一つお願いです。

もう一つは、総務省へのお願いでありまして、今日も首長への働きかけがありましたが、やはり市長会にしても、知事会もそうですけれど、総務省との関係が深いので、可能であれば総務省から少し橋渡しをしていただいて、例えば全国市長会の会長さんであるとか、全国知事会の会長さんとかに少しつないでいただいて、ちゃんと趣旨を説明した上で、御理解を賜って全国展開をした方が、その方が後々スムーズな面もあると思うので、恐縮ですけれども、総務省さんにおかれましては、是非その辺りをお願いしたいというお願いでございます。

○**谷次長** ありがとうございました。具体的な、いろいろな御示唆といたしますか、参考になる御指摘を頂きまして、どうもありがとうございました。

それでは、田島先生、お願いします。

○**田島座長** 日弁連の皆様のお力添えなども頂きまして、厚生労働省の研究の中で、罪を犯した障がい者、高齢者の問題に取り組んでいます。そこは具体的に法曹関係の皆さんには相当お力添えを頂かないと、解決できない問題がたくさん出てくる。特に二つ大きく環境が変わりました。一つは、刑の一部執行猶予の法律が通りましたので、覚せい剤関係の人たちが早

めに社会の中に出てくる。そうなりますと、そこをどういう具合に支えるかというところが非常に深刻な問題になってまいります。数的にも相当の数があると思われまます。

それからもう一つは、政府が再犯防止の目標値をしっかりと出された。そういう点から言いますと、今までの考え方、すなわち、法曹有資格者が関わる、罪を犯した人々に対する関わり方が、今までは捜査、それから公判ぐらいまでは、皆さん一生懸命やっていたけれど、しかし、公判で判決が下りると、そこで全部終わってしまうわけです。そこが非常に問題だったと思います。多分弁護士さんたちのお仕事も今まで公判で判決が出るまでで、そこで被疑者、被告人の人たちとの関係も切れてしまうことが多かったと思います。

障がい者や高齢者のところの研究をいろいろやっている中で、それではどうしようもないということがはっきり分かってきました。すなわち、矯正施設、更生保護、社会復帰など、多くの問題を抱えながら、支援する人もなく、法的な問題や過去を引きずりながら生きていくしかない人たちが沢山います。切れ目のない法的な支援をしていかないと、社会の中で定着できない、社会に出てきても、あるいは起訴猶予などという形で釈放されたとしても、その後が非常に大変な状況になっているというのは、もうはっきり数字として表れてきたわけです。

ここで具体的に言うなれば、あとは切れ目のない支援をしていくというところで、今まで志の高い、ごく一部の弁護士さんたちが、ボランティアでそこを支えていただいていたんだと思いますが、それでは拮げられない。それから、もう一つは、ある一部の人しか恩恵を受けられない。そういう中で不幸な人たちが非常に増えてきたというのは、数字的にも相当しっかりお示しができるようになってきたわけです。

そこで我々は、切れ目ない支援をということで、寄り添い弁護の提案を昨年度からしているのです。そこでそれに伴って、切れ目ない支援をしていくということができるようになり、弁護士さんたちの費用をきちんと出せるよう検討していただくということで、既に法務省でいろいろ検討していただいていると聞いております。そういうものが具体的に出てきた時に、今までのボランティアで志の高い人たちだけが実施するというわけにはなかなかいかない。そうするとそういうものを、きちんとした人材の把握やお世話といったことを弁護士会辺りでしっかり行い、寄り添い弁護をずっとやっていけるというような人たちの養成とか、その後の割り振りとか、そういうものをどういう具合にしたらいいかということのを是非検討いただきたい。そこで一つ大切なのは、司法の中では裁判官はちょっとこれに馴染まないと思うのですが、検察官も当然出所後に寄り添う必要があるということです。公判が終わった後の矯正、保護、それから社会に出てきた時の支援というのを検察庁としてもしっかり取り組むということになっていくと思います。

ですから、当然そこは人員の増員なども、検察の業務の拡大というのも出てくるわけですから、人員増大とかということも視野に入れて、これは検察と特に弁護士会とが相当しっかりタッグを組んで支援できる体制を作っていただけないだろうかということです。財源的には法務省のところでもいろいろ検討していただけるんだと思いますが、これもできるだけ早く実施ができるようにしていただきたい。そうすると、業務の内容は相当広がりますけれども、今までみたいにボランティアでやっているから、これでごめんねというわけにはいかないということです。

特に、刑の一部執行猶予の次元になってまいりますと、判決でそういうのが下りて、そし

て社会に出てくる人たちが非常に増えてくる。こうなると、特に覚せい剤系は、私どもの経験から申しますと、非常に難しいのは、使用者の人たちのバックにいろんな人たちが付いている。これは我々福祉の者だけがどれだけ頑張ってもやれないんですよ。私どもは10年間激しくそういう組織と対立した経験がありますけれど、これは司法関係の皆さん、あるいは法曹関係の皆さんのお力添えがない限り、なかなか対抗できない。そこにしっかり取り組んでいただく仕組みを作らないといけないんだと思います。

是非そこも検討をしっかりとさせていただきたい。費用については、弁護士会からも随分意見を出して今協議をさせていただいているんだと思いますけれど、その後をどうするかというところがまだ見えていないような気がします。それは業務量としては、特に刑事弁護を担当された関係の人たち、それからもう一つは、高齢・障がい者のところに取り組んでおられる人たちにとって、そういう問題、要するに寄り添いという形で切れ目ない支援をしていくというのは、中心的な業務という形になると思います。是非、そこを御検討いただきたい。

○谷次長 罪を犯した人に対する寄り添いの取組ということなのですが、この点について、何かコメントいただけることがあれば。

○菊地副本部長 だんだん核心的なところに来たのかなと。この会議であまりお金の話をするなというふうに釘を刺されておりますが、実はおっしゃるとおりで、高齢者・障がい者の入口・出口の戦略がかなり田島座長の御努力で進んでまいりました。ただ、子どもの権利委員会にヒアリングをしますと、一体子どもはどうなっちゃうのと。最近シェルターとかカリヨンとか、一部厚生労働省が補助金を出しているといっても全然足りない。これも弁護士がボランティア的にやっているわけです。

文部科学省におかれましては、例えば法教育、東京弁護士会では凄い綺麗なパンフレットを作って東京都の自治体に配りましたら、法教育の依頼が殺到しております。マンパワーが足りない。ところが、誰も金は払わない。1人につき日当1万1000円を東京弁護士会が払うと。大変な時間で、ほとんどボランティアに近い。ただ、それだけの日当でもやはり若い先生方を中心にやる気がちょっと違ってくる。それにいつまでこれを続けるのかなという問題がある。それやこれや言いますと、やはり持続的、安定的に本当にそれでペイするかどうかはともかくとして、やる気を出させる。国や地方自治体が支援するという形を見せてもらわないことには、本当に先行きがどうなるのかなと。先ほどのモデル事業、これ10か月の限定期間ですが、大阪の先生方の日当を大阪弁護士会が支払う。日弁連も若干ながら援助する。それでモデル事業を始めているという状況でございます。

是非ここの分科会で力強い御支援を頂いて、前回の会議でも出ましたが、システム化をしていかないと、じゃあねとってこの組織がなくなると、あっという間に萎むのではないかという気がいたします。是非その点も含めて御支援を頂ければと思っております。

○谷次長 ありがとうございます。

○泉市長 非常に重要なところでありまして、制度の安定化のためには、人の確保とお金の確保が共に重要だと思います。特にお金については、これまで得てして日弁連、あまりすり合わせをしてきたとも言い難い面もないわけではないと思います。具体的には、今日も厚生労働省、文部科学省もおられますし、総務省もおられます。しっかりと中央省庁とも早め早めに制度設計を共にやっていくということをすることによって、安定的な制度が見えてくると思います。自治体につきましても、早め早めに情報共有化して、自治体も予算は大きくあり

ませんが、組める面もありますので、そういった部分、やっぱり安定的な制度をしていくという観点でないと、いつまでもここの一部の弁護士がボランティア的にしているだけでは、本当に制度としては定着していかないと思いますので、是非その辺り、今日もたくさんオブザーバーがお越しですので、中央省庁ともよくよく御相談いただきたいというお願いでございます。

○谷次長 ありがとうございます。

○大貫教授 本日は福祉分野についても御説明を頂いたのですが、この分科会では福祉が非常に重要な分野で、ニーズがあるということは間違いないということは一致していると思うんですね。提案なのですけれども、もう少し福祉分野を深掘りするような形で、一つのテーマとして入っているんですけれども、次回からもう少し大きく取りあげて、マッチングのあり方とか、福祉分野に携わる弁護士の養成のあり方とか、それから受け入れる側のニーズなり、要望なりを聞くヒアリングなどというのをやっていただくわけにはいきませんか。

○谷次長 福祉の分野、正に福祉部会ができて、課題を整理して、取組を進めていくというような状況ですので、いずれにしても、いずれかの段階ではそういうこともやることは重要なと思いますが、次回にやるかどうかについては少し検討させてください。

○大貫教授 次回というわけではないですけれども、進行管理をやっている感じで、福祉の場合は極めて明快だと思うんですね。そこはもう少し深く掘っていてもいいのかなという気がいたします。

○谷次長 分かりました。

○北川教授 具体的な提案はあるんですか。

○大貫教授 具体的には、まずヒアリングをちょっとやってほしいと。あと、関係官庁の方からのヒアリングもできればやりたいなど。迷惑かもしれませんが。

○泉市長 関連してすみません。私が是非お願いしたいのは、例えば厚生労働省であれば、児童相談所については当然弁護士がいるはずであります。私なんか本来弁護士が所長やったらいいのと思いますけれども、児童相談所、厳しい児童虐待の事案も含めた時に、やっぱり弁護士が必要であるはずでありまして、その辺り、例えば厚生労働省の部局と、少し将来的な可能性とかを探っていただくであるとか、文部科学省の関係でいきましたら、教育委員会には本当にトラブルが多いので、そこに弁護士が必要なのは当然であります。うち、年間四百数十件、明石市の弁護士が相談を受けますが、その半分ぐらいは教育委員会です。もっと多いかもしれません。ほとんど教育現場の相談なんです。おそらくスクールカウンセラーの臨床心理士、スクールソーシャルワーカーの社会福祉士は既に制度として位置付いておりますけれども、天津市からスクールロイヤーのような提案がありました。その辺りも少し文部科学省の担当部局に事前にヒアリングなどやっていただいて、論点整理を是非お願いしたいと思います。

○谷次長 分かりました。それはそれで準備を進めていくということによろしいですかね。

○田島座長 できれば、その役所に対して、国も県ぐらまでだと思えますけれど、この分科会において、具体的にこういうところにちゃんと取り組んでくださいよといったまとめができないかなと思うんです。特に、今厚生労働省のお話が出ましたけれど、この間、事務次官に申し出をするということがありまして、その時にこの問題もやろうと思ったんです。事前にいろいろ打ち合わせをしたところ、具体的に提案をしてもらわないと、こういうのでし

かり法律専門家をちゃんと配置すべきだと言ってみても、その必要性とか、それからそれがどういう効用性があるのかというのをやっぱりまだ厚生労働省は分かっていない。分かる者がいない。ですから、具体的にこういう問題が起こっていて、これに対してはこういう専門家が必要なんですとか、こういう取組をすべきだとかという、しかも厚生労働省といたって、福祉から労働までというように凄く広い範囲なんですね。それを束ねて全部見るというのは難しい。どこにぶつけて問題にするかというのは、ここで意見をまとめて、例えば文部科学省については、こういう意見をすべきではないかとか、まとめられるだけでもまとめていければ、それでもって、どこから申し出をするかという時に役立つと思います。例えば委員会から国に対して、他の役所に対してお願いをするという方法もあるだろうと思うし、あるいは日弁連がやるのか、法務省がやるのか。そこの役割を決めてでもいい。ただ、中身はこういうものをというのを何か検討できればいいのかなとは思うんですけれど。

○谷次長 重要な御指摘を頂いたと思いますので、また次回までに検討、準備も進めさせていただき、御相談させていただきたいというふうに思っておりますので、その点については、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

ちょうど定刻になりましたが、ほかに御意見、御発言等はありませんでしたら、本日の会議はこれで終了したいと思います。よろしいでしょうか。それでは今後の予定についてでございますけれども、今日御説明させていただいた各政策については、今後も実現に向けた作業を進めてまいるといふこととともに、今日御指摘のあった点については、次回までに事務局においても検討させていただいて、何らかの方向性を出したいと思っております。

次回分科会におきましては、今日御説明いただいたそれぞれの施策の進捗状況については、また御説明を頂いて、その点については、各担当者をお願いをすることとありますので、御準備のほどをお願いできたらと思います。

それでは、本日の議事は全て終了ということになります。ほかに御発言等なければ、これで第4回の分科会を終了させていただきたいと思います。

第5回の分科会の開催日時については、追ってお知らせをしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。

—了—